

滋賀県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

滋賀県のビジョンを次ページ以降に公開します。

滋賀県内で「第 1 の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【滋賀県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→滋賀県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《滋賀県》](#)
- ③「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡
[《滋賀県→申請者》](#)
- ④申請 [《申請者→センター》](#)
 - ・申請者は、申請書類に自治体から[付与された管理ナンバーを記載し](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑤申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、滋賀県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

滋賀県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：琵琶湖環境部 温暖化対策課

電話番号：077-528-3493



次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

平成25年 6月 策定
平成27年 11月 第5改定

滋賀県

1. ビジョン策定の趣旨

本県では、2030年における温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減されている低炭素社会の実現を目指しています。

この目標の実現に向けた一つの道筋を示すため、2011年(平成23年)に「滋賀県低炭素社会実現のための行程表*」を作成しました。

行程表では、電気自動車用充電設備の普及推進についても、多様な主体(県民、事業者、行政)が取り組むべき項目として時期や規模を示しており、県においてもこれを基に取組を進めているところです。

今般、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」を活用することにより、県内における充電インフラの整備を加速し、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及促進を図り、低炭素社会づくりをより一層推進するために「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン(以下「ビジョン」という。)」を策定します。

2. 次世代自動車充電インフラ整備促進事業における ビジョンの位置づけ

【内容】

県が策定するビジョンに基づく場所に設置し、かつ公共性を有する充電器の場合、充電設備費の2/3及び設置工事費の定額が国から補助される。

【対象機器】

滋賀県内に設置される急速充電器および普通充電器

(ただし、以下の条件を全て満たす場合に該当)

- ①今後、新設される充電器であること。
- ②充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ③充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ④充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等、センターが特に認める料金の徴収は可とする。)
- ⑤利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

*なお、本ビジョンについては、今後の充電インフラの整備状況やEV・PHVの普及状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととしている。

3. 本県の取り組み状況について

◇本県事業による充電器の設置状況

○平成22年度

普通充電器

公共施設 7力所(8基)

民間施設 3力所(3基)(1/3補助 上限額7万円)

○平成23年度

急速充電器

公共施設 3力所(3基)

普通充電器

公共施設 7力所(7基)

民間施設 1力所(1基)(1/3補助 上限額10万円)

○平成25年度

普通充電器

公共施設 1力所(1基)

4. 県内の充電器の整備状況



凡 例

急速充電器 69箇所(69基)
(高速道路サービスエリア4箇所含む)



普通充電器 109箇所(120基)
(急速充電設置箇所との重複あり)



* 平成27年4月時点で県が把握しているものに限る。
(公共性を有しないものを含む)

・高速道路



・国道(国管理)



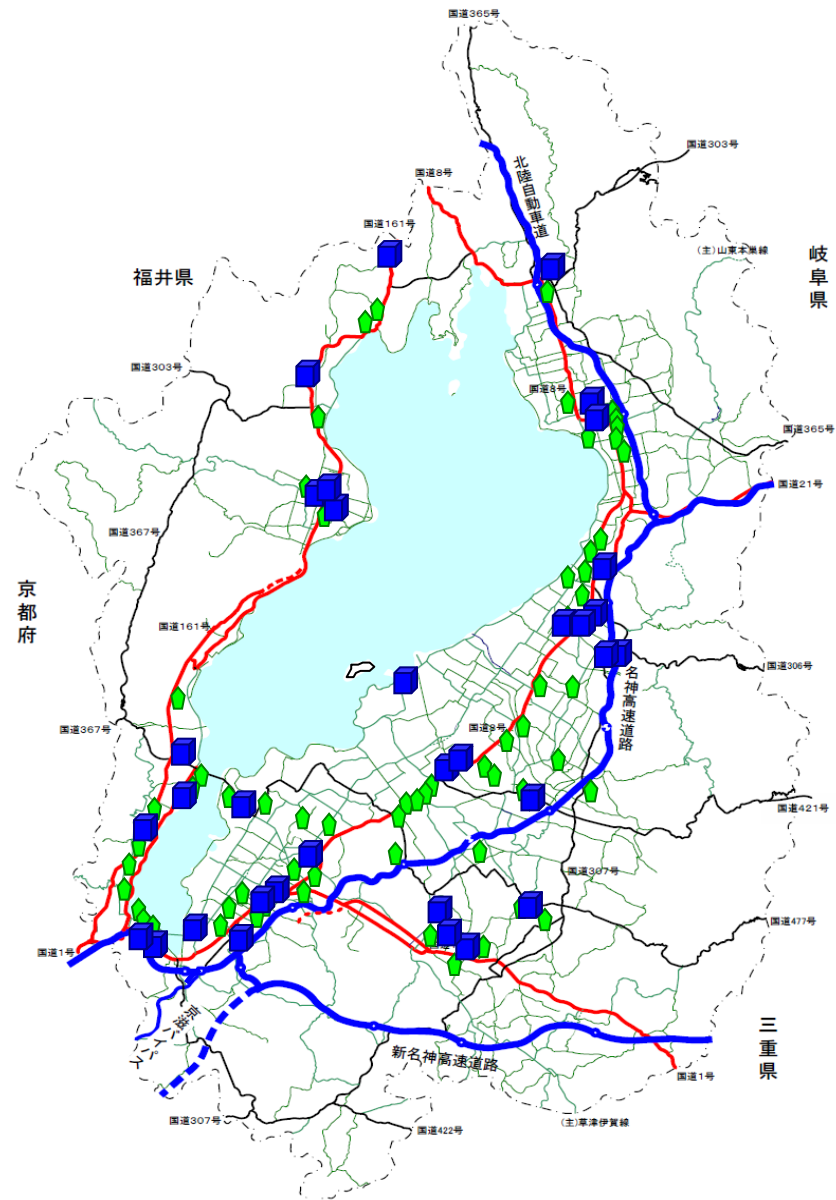
(1号、8号、21号、161号)

・国道(県管理)



(303号、306号、307号、365号、367号、421号、422号、477号)

・県道



5-1. ビジョンに位置づける充電器のエリアの考え方について

1. 経路充電(急速充電器)

主要な幹線道路の移動時の電欠を防止するために必要な充電について、以下の条件により設置数を算定する。

- ・主要な国道; 20km毎に1箇所
- ・主要な県道; 30km毎に1箇所

2. 自治体別充電(急速充電器／普通充電器)

充電器を面的に設置するため、以下の条件により設置数を算定する。

- ・各自治体の面積(琵琶湖の面積除く); 100km²あたり1箇所
- ・人口; 10万人あたり1箇所
- ・主要な駅(他線との乗換駅); 1施設あたり1箇所
- ・大規模小売店舗数; 10店舗以上1箇所、15店舗以上20店舗未満2箇所、20店舗超3箇所
- ・観光入込客数; 300万人以上1箇所
および入込数上位30施設において1施設あたり1箇所
- ・道の駅; 1施設あたり1箇所
- ・上記の考え方に加え、管理番号付与状況や事業者等からの申請要望を踏まえ、枠を一定割合拡大する。

5-2. ビジョンに位置づける充電器の エリアの考え方について

3. 高速道路走行車両の電欠防止充電(急速充電器／普通充電器)
本県において、湖東三山スマートインターチェンジが10月21日に、蒲生スマートインターチェンジが12月22日に開通した。また、草津パーキングエリア(上り、下り)に急速充電器が設置(7月31日)され、今後も本県内サービスエリア等への設置が計画されている。このことから、高速道路を利用して電気自動車で県内を移動する観光客等の増加が期待されるところである。

このため、高速道路を走行する電気自動車のさらなる電欠防止の観点から、高速道路に乗る前、下りた後の継ぎ足し充電が重要と考えられることから、高速道路のインターチェンジの出入口を中心に半径10km以内に設置される急速充電器または普通充電器について、以下の条件により設置数を算定する。

- ・高速道路の各インターチェンジの出入口を中心に半径10km以内に2箇所

6. 経路充電に係る主要な幹線道路ごとの設置箇所数

主要な 幹線道路	起点	終点	延長 (km)	充電器 種類	箇所数
国道1号	大津市横木二丁目 (京都府との県境)	甲賀市土山町山中 (三重県との県境)	約70	急速	3
国道8号	栗東市手原字高畑 (国道1号との交点)	長浜市西浅井町沓掛 (福井県との県境)	約90	急速	5
国道21号	米原市西円寺丸山 (国道8号との交点)	米原市長久寺向山 (岐阜県との県境)	約10		
国道161号	大津市逢坂一丁目 (国道1号との交点)	高島市マキノ町野口 (福井県との県境)	約100	急速	5
琵琶湖沿岸 の県道 (通称:湖岸道路、 湖周道路)	大津市浜大津一丁目 (国道161号との交点)	長浜市木之本町大音 (国道8号との交点)	約100	急速	3

7. 自治体別充電に係るブロック毎の設置箇所数

自治体名	充電器種類	箇所数	自治体名	充電器種類	箇所数
大津市	急速／普通	21	高島市	急速／普通	15
彦根市	急速／普通	13	東近江市	急速／普通	13
長浜市	急速／普通	20	米原市	急速／普通	7
近江八幡市	急速／普通	14	日野町	急速／普通	4
草津市	急速／普通	11	竜王町	急速／普通	5
守山市	急速／普通	7	愛荘町	急速／普通	2
栗東市	急速／普通	7	豊郷町	急速／普通	2
甲賀市	急速／普通	14	甲良町	急速／普通	2
野洲市	急速／普通	3	多賀町	急速／普通	2
湖南市	急速／普通	5	県全体		167

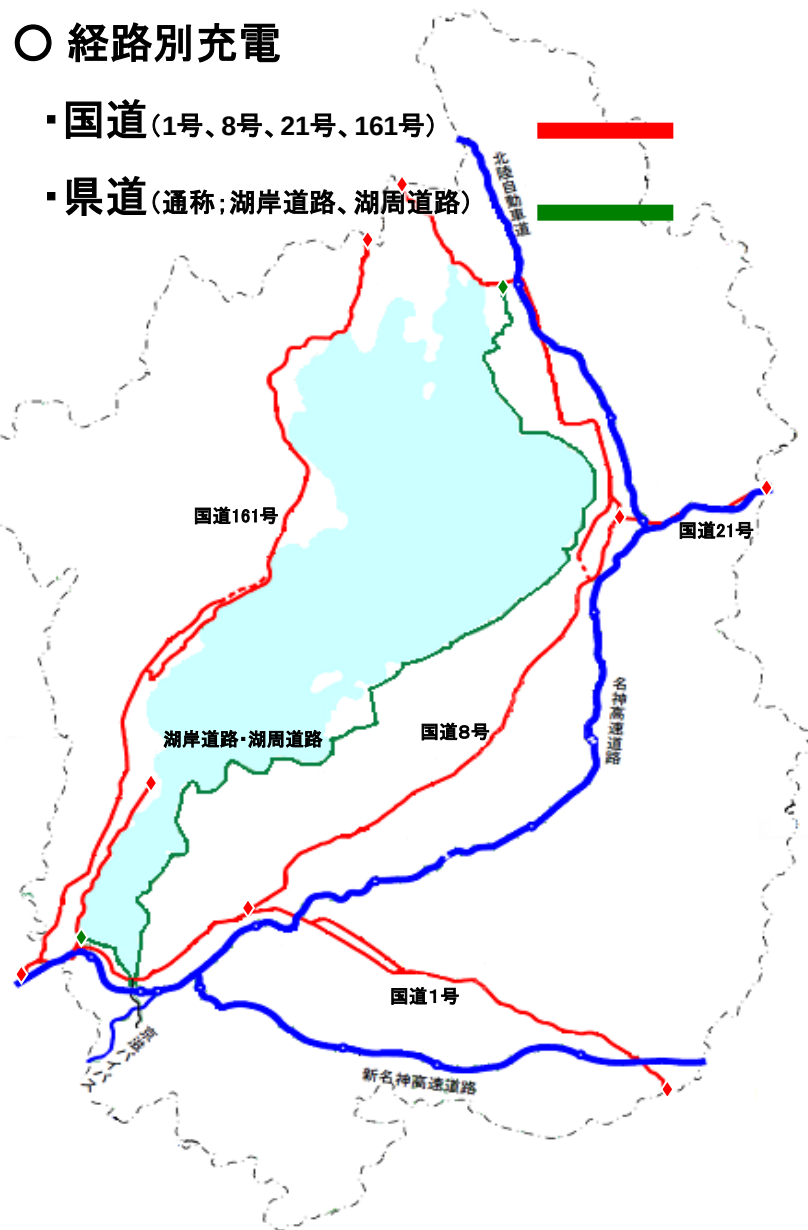
8. 高速道路走行車両の電欠防止充電に係る設置箇所数

設置場所	充電器種類	箇所数
木之本IC(長浜市木之本町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
長浜IC(長浜市口分田町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
米原IC(米原市樋口)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
彦根IC(彦根市原町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
湖東三山SIC(愛知郡愛荘町松尾寺)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
八日市IC(東近江市中小路町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
蒲生SIC(東近江市木村町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
竜王IC(蒲生郡竜王町大字小口)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
栗東IC(栗東市小野)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
草津田上IC(草津市野路町)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
信楽IC(甲賀市信楽町黄瀬)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
甲南IC(甲賀市甲南町新治)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
甲賀土山IC(甲賀市甲賀町岩屋)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2
瀬田東IC(大津市大江)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	1
瀬田西IC(大津市瀬田)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	1
大津IC(大津市朝日が丘)の出入口を中心に半径10km以内	急速／普通	2

9-1.ビジョン対象区域図

○ 経路別充電

- ・国道(1号、8号、21号、161号)
- ・県道(通称;湖岸道路、湖周道路)



○ 自治体別充電



9-2.ビジョン対象区域図

○高速道路走行車両の電欠防止充電

・IC:インターチェンジ

・SIC:スマートインターチェンジ

栗東IC

草津田上IC

瀬田西IC

瀬田東IC

大津IC

信楽IC

木之本IC

長浜IC

米原IC

彦根IC

湖東三山SIC

八日市IC

蒲生SIC

竜王IC

甲賀土山IC

甲南IC

